

産業廃棄物管理票交付等状況報告書について（Q & A）

前年度一年間に交付した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の交付状況について「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」（以下「報告書」という。）を、各都道府県知事等へ報告することが義務付けられています。

滋賀県に報告書を提出される際の留意事項や記載例等についてQ & Aを作成しましたので、参考としてください。

令和 7 年 3 月

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課
廃棄物指導係 077-528-3474

目 次

- Q- 1 報告書の提出者について
- Q- 2 電子マニフェストを導入している場合の報告書の取扱いについて
- Q- 3 自己運搬をした場合の報告書の記載について
- Q- 4 中間処理業者の中間処理後の2次マニフェストの報告について
- Q- 5 専ら物に係る報告書について
- Q- 6 報告書の未提出による罰則等について
- Q- 7 報告書の様式について
- Q- 8 報告書に記入しきれない場合の様式について
- Q- 9 報告書の入手方法について
- Q-10 報告書の受付期間について
- Q-11 報告書の提出先および提出方法について
- Q-12 報告書の作成(紙・電子データ)方法について
- Q-13 報告書の提出部数について
- Q-14 県内に事業所が複数以上ある場合の報告書の作成について
- Q-15 業種の取扱いについて
- Q-16 建設工事における事業場の取扱いについて
- Q-17 法人の場合の報告者の取扱いについて
- Q-18 ビル管理会社等が交付したマニフェストの報告について
- Q-19 法人が合併・分割した場合の報告者について
- Q-20 報告書を作成する場合の留意事項について
 - (1) 記入例について
 - (2) 社印・代表社印について
 - (3) 業種には具体的な名称を記載するのですか。
 - (4) 産業廃棄物の種類について
 - (5) 混合している産業廃棄物について交付したマニフェストの報告について
 - (6) 報告書の最小報告単位について
 - (7) 重量換算について(換算表)
 - (8) 許可番号の記載について
 - (9) 運搬受託者と処分受託者について
 - (10) 再委託した場合の記載方法について
 - (11) 持ち込み先が原料として購入した場合
 - (12) 自己運搬した場合の記載について
 - (13) 中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を自己運搬した場合について
 - (14) 運搬先の住所の記載方法について
 - (15) 運搬先と処分場所の住所が同じ場合の記載について
 - (16) 処分場所の住所について

別添 1 産業廃棄物の体積から重量への換算係数

別添 2 記入例

別添 3 日本標準産業分類 中分類一覧表

Q- 1 報告書の提出者は誰ですか。

前年度に大津市を除く滋賀県の地域で産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した事業者は報告書を提出する必要があります。

産業廃棄物の排出量や交付枚数にかかわらず提出が必要です。

また、二次マニフェストを交付している中間処理業者も対象となります。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)

第12条の3第7項、同規則第8条の27

※大津市の中核市移行に伴い、産業廃棄物に関する事務が平成21年4月より大津市へ移りましたので、大津市地域については、大津市の下記ホームページにより確認してください。

(<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1710/s/1389965868377.html>)

Q- 2 電子マニフェストを導入した場合は、報告書は必要ですか。

電子マニフェストを用いた場合は、情報処理センターである(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JW)より、各都道府県知事等に報告されるため、事業者から報告する必要はありません。

ただし、電子マニフェストを導入した事業者も紙マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行った場合は、交付した紙マニフェスト分については報告書を提出する必要があります。

(電子マニフェストの問い合わせ先)

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

電話：0800-800-9023(サポートセンター)

Q- 3 自己運搬したものについても、報告書に記載するのですか。

自己運搬、自己処分したものについてはマニフェストの交付義務がありませんので、報告書に含める必要はありません。

ただし、産業廃棄物を自己運搬後、その処分を他人に委託する場合は、処分の部分について報告書に記載する必要がありますので注意してください。

Q- 4 中間処理業者は中間処理後の産業廃棄物の運搬や処分を委託する際に交付する2次マニフェストについて報告しなければならないのですか。

二次マニフェストについてもその交付状況について報告する必要があります。

なお、中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を、自ら最終処分場へ搬入する際には、その中間処理業者は収集運搬業の許可が必要です。併せて、マニフェスト(二次マニフェスト)の交付も必要になります。したがって、運搬受託者の氏名または名称の欄には排出する中間処理業者名を記載することになります。

Q- 5 古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維で専ら再生利用の目的となるいわゆる専ら物のみを扱う業者に産業廃棄物を引き渡したものについても報告書に記載するのですか。

専ら物のみを再生目的で扱う業者に処理を委託する場合は、マニフェストの交付義務がないため、報告書に含める必要はありません。

なお、上記の4品目以外は専ら物にならないのでマニフェストの交付義務があり、報告書に記載する必要があります。

Q- 6 報告書を提出しないと罰則等がありますか。

提出のない場合は、勧告する場合があります。

勧告に従わない場合には、その旨を公表する場合があります。

公表後、なお正当な理由がなく勧告に係る措置をとらない場合は、勧告に係る措置をとることを命ぜられる場合があります。

(廃棄物処理法第12条の6)

廃棄物処理法第12条の6の命令に違反した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処されます。(廃棄物処理法第27条の2第11号)

Q- 7 報告書の様式は決められていますか。

廃棄物処理法で様式第三号(法施行規則第8条の27関係)によるものと規定されています。様式については、滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課のホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載していますので、そちらから入手してください。

(ホームページ)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/317576.html>

Q- 8 報告書で記入しきれない場合、どのようにしたらよいのでしょうか。

報告数が多く入力欄が足りない場合は、ホームページに滋賀県独自の追加様式を掲載しておりますので必要枚数コピーしてお使いください。

なお、2ページ目以降は事業所の名称およびページ番号を記載し、取りまとめのうえ報告してください。

Q- 9 報告書の様式は対象者に送られてくるのですか。

ホームページに様式等を掲載していますので、そちらから入手してください。

Q-10 報告書の受付期間は。

4月1日から6月30日の3か月間です。
(令和7年度分の産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)に交付したマニフェストの内容について記入し、令和7年6月30日までに当課まで提出してください。)

※受付期間後に提出漏れがわかった場合は、速やかに提出してください。

Q-11 報告書の提出先および提出方法はどのようにすればよいのですか。

報告書は滋賀県公式HP内の「産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付状況の報告」ページから入れるしがネット受付サービスおよび滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課で受付します。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「**管理票交付等状況報告書在中**」と明記してください。

(あて先)

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1
滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

Q-12 報告書は紙ですか。電子データでの提出はできますか。

しがネット受付サービスによる電子データもしくは紙のどちらでも受付します。なるべくしがネット受付サービスの活用をご検討ください。

電子データについては、滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課のホームページから国指定の様式(Excel)をダウンロードして作成してください。

紙の場合、ワープロ等、手書きで作成したものでも差し支えありません。

なお、電子メールでの受付は行っておりません。

Q-13 提出部数は何部ですか。

提出部数は1部です。しがネット受付サービスをご利用いただいた場合は受付完了メールおよび処理完了メールが届きます。

当課の受付印が必要である場合のみ、2部ご提出いただき、返信用の封筒(切手貼付済み)も併せて送付してください。

Q-14 県内に複数以上の事業場がある場合、法人としてすべての事業場を1つの報告書としてとりまとめても良いですか。

事業場（マニフェスト記載欄の「事業場」または「排出事業場」）ごとに報告書を取りまとめることが原則になります。

産業廃棄物の処理委託契約を本社等で一括して行っている場合でも、各支店及び営業所等の所在地で産業廃棄物を排出し処理業者へ引渡している場合は、各支店または営業所単位で報告書を取りまとめる必要があります。

Q-15 複数の業種を営む事業者は、業種ごとに報告書を作成するのですか。

事業者の主要事業の業種として報告してください。

ただし、業種ごとに報告書をそれぞれ取りまとめて報告していただいても構いません。

Q-16 建設工事のように所在地が一定しない場合や、短期間で終了してしまふような場合でも、事業場ごとに報告書を取りまとめて報告するのですか。

建設工事等については、当該工事を管轄する支社及び営業所等の単位で報告書を取りまとめても構いません。（例：排出事業場名称「滋賀県管轄事業場」）

ただし、滋賀県に報告するものは滋賀県内（大津市を除く）で排出した産業廃棄物の分だけですので、滋賀県内の支社及び営業所等が他の都道府県の工事を管轄している場合でも、他の都道府県で排出したものを滋賀県の報告分に含めないように、取りまとめの際は注意してください。

Q-17 法人の場合、報告者は会社の代表者（代表取締役）でなければならないのですか。支店長や所長等では駄目なのですか。

法人の場合は、氏名欄に法人の名称および代表者名を記載することになりますが、代表者名については法人内における組織体制もあることから、各法人の判断に委ねるものとします。なお、当該欄には支店名や営業所名等は記載せず事業場の名称欄に記載してください。

住所、電話番号については、代表者の氏名の記載方法に準じて、該当場所のものを記載してください。

Q-18 ビル管理会社でmanifestoの交付等を行っている場合、報告者は誰になりますか。

平成23年3月17日環廃産発第110317001号産業廃棄物管理票制度の運用について(通知)に記載されているように、農協やビル管理会社等がmanifestoの交付・管理を行っている場合は、農協やビル管理会社が報告者になります。

Q-19 法人が合併・分割した場合の報告者は誰ですか。

【合併した場合】

合併後の会社が報告者となり、合併前の2社分のmanifestoについて報告をしてください。

排出事業場は旧社名を併記してください。

【分割した場合】

分割前の会社のmanifestoを分割後の会社のそれぞれが区分して管理している場合は、それぞれが報告者となり報告してください。

ただし、明確に区分できない場合は、分割後の会社のうち一社が代表して報告しても差し支えありません。

Q-20 報告書を作成する場合の留意事項を教えてください。

報告書の記載にあたっての留意事項を以下に示しますので、参考にしてください。

(1) 記入例はありますか。

別添2 記入例を確認してください。

(2) 社印、代表社印は必要ですか。

滋賀県では、不要としています。

(3) 業種には具体的な名称を記載するのですか。

別添3 日本標準産業分類中分類一覧表の名称を記載してください。なお、中分類番号を付記していただいても結構です。

(4) 産業廃棄物の種類はどのように記載するのですか。

廃棄物処理法第2条第4項、同施行令第2条に規定する産業廃棄物の種類を原則として記載します。廃棄物処理法第2条第5項、同施行令第2条の4に規定する特別管理産業廃棄物の場合は、その旨を記入し産業廃棄物と分けて記載してください。（例：廃アルカリ（特管））

運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにするように記載してください。

複数の産業廃棄物が排出段階で一体不可分の状態で混合しているような場合は、「その他混合廃棄物」とし、その混合物の一般的な名称を記入してください。（例：シュレッダーダスト）

(5) 排出段階で複数の種類に産業廃棄物が分別されているにもかかわらず、1枚のマニフェストで複数の産業廃棄物の種類欄にチェックし、産業廃棄物を排出している場合はどのように報告書に記載するのですか。

排出段階で一体不可分の状態で混合している産業廃棄物ではなく、初めから分別されているものを排出する場合は、たとえ運搬先が同じであっても、その産業廃棄物の種類ごとにマニフェストを交付することが必要ですので、日々の運用を見直すようにしてください。

(6) 排出量は小数点何位まで記載するのですか。

排出量に記載する数字は、各事業者で管理している有効数字で報告していただいても構いませんが、最小値は小数点第3位(1kgまで)として報告してください。

(7) 体積、個数などの単位で産業廃棄物を排出しているが、どのように t（トン）へ換算するのですか。

産業廃棄物には様々な種類、形状、形態が考えられることから、各事業者が排出している産業廃棄物について、自社で換算係数を定めているなど算出できる場合は、その値を使用してそれぞれトンへ換算し報告書に記載してください。排出した産業廃棄物が委託先の処理業者等で計量され重量を算出できる場合は、その値を集計し報告していただいても構いません。

特に換算係数を定めていない場合は、別添1「産業廃棄物の体積から重量への換算係数」を参考に排出量を計算し、報告書を作成してください。

(8) 収集運搬業者は、積み込み先と積み降ろし先のそれぞれの許可が必要になりますが、両方の許可番号を記載するのですか。

積み込み先を所管する行政庁からの許可番号（11桁）を記載してください。許可番号は委託契約書に添付されている許可証写し等で確認してください。

区間委託の場合は区間ごとにおける行政庁の許可番号を記載してください。

(9) 運搬受託者と処分受託者は、誰が該当するのですか。

事業者が直接処理契約を締結している処理業者が運搬受託者、処分受託者にそれぞれ該当します。

(10) 再委託した場合の記載方法は。

初めに委託契約した収集運搬業者や処分業者ではなく、実際に産業廃棄物の収集運搬や処分を行った再委託先の処理業者を運搬受託者、処分受託者として記載し、報告書を作成してください。

(11) 運搬経費は支払うが、持込先で原料等として買い取ってもらえるような場合は、どのように記載するのですか。

収集運搬の部分については、廃棄物処理法の適用を受けますので、マニフェストの交付も必要になります。

明確にするために、処分受託者の欄に買取業者名や有償売却した旨を記載しても構いません。

【記載例－2 参照】

(12) 自己運搬した場合の記載方法は。

自己運搬の場合は、マニフェストを交付する必要はありませんが、処分を他人に委託する場合はマニフェストを交付する必要があります。

運搬受託者の氏名又は名称の欄に、自己運搬した旨を記載していただいても構いません。

【記載例－3 参照】

(13) 中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を、自らが最終処分場へ運搬する場合の記載方法は。

中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を、自らが最終処分場などへ運搬する際には、その中間処理業者は収集運搬業の許可が必要です。併せてマニフェスト（二次マニフェスト）の交付も必要になります。従って、運搬受託者の氏名又は名称欄に中間処理業者名を記載します。

【記載例－4 参照】

(14) 運搬先の住所の記載方法は。

当該の収集運搬業者が運搬する最終目的地の住所を記載します。同一業者が積替保管し運搬する場合も、最終的な目的地の住所を記載します。

よくある間違いとして運搬受託者の事務所所在地が記載されている場合があります。マニフェストの「運搬先の事業場」欄の住所を記載してください。

(15) 運搬先と処分場所の住所が同じ場合にも記載しなければならないのですか。

通常であれば運搬先の住所と処分場所の住所は同一ですので、その場合は処分場所の住所を記載する必要はありません。

運搬先と処分場所が異なる場合のみ、処分場所の住所を記載してください。

(16) 処分場所の住所は中間処理場ですか、それとも最終処分場のことですか。

事業者から排出された産業廃棄物が、最初に処分される場所の住所を記載します。

中間処理を経て最終処分される場合は、中間処理場の住所を記載します。

石綿含有産業廃棄物など、最終処分先へ直送する場合は最終処分場所の住所を記載します。

ただし、(15)で述べたように運搬先の住所と処分場所の住所が同一の場合は記載する必要はありません。